

離婚届

令和〇年4月1日 届出

山形県西村山郡朝日町 長 殿

(1)	氏名	夫 朝日春男	妻 朝日夏子
	生年月日	昭和58年5月5日	昭和60年3月3日
(2)	住所	山形県西村山郡朝日町大字 宮宿1115番地1号	山形市旅籠町二丁目 3番地25号
	世帯主の氏名	朝日春男	朝日夏子
	本籍	山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地1	山形県上山市河崎一丁目70番地
	筆頭者の氏名	朝日春男	
	父母の氏名	夫の父 朝日松男	妻の父 山川陸太
	父母との続柄	父 竹子長男	母 海代二女
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
(4)		<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の承諾
		<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決
	婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	もどる者の戸籍	山形市旅籠町二丁目250番地	筆頭者の氏名 山川夏子
(5)	未成年者の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 朝日秋彦 朝日冬美
(6)	同居の期間	令和△年10月10日	令和□年9月20日
(7)	別居する前の住所	山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地1号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名	夫 朝日春男 印	妻 朝日夏子 印

署名は必ず本人が自署してください。押印は任意です。

連絡先 電話 (67) 2111
自宅 勤務先 [] ・携帯

協議離婚のみ証人は2人必要です。(証人の方も押印は任意です)

成人に達している方で、離婚の事実を知っている方であればどなたでも結構です。(ご家族、知人など)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	朝日松男 印 山川陸太 印
生年月日	昭和21年12月12日 昭和27年8月8日
住所	山形県西村山郡朝日町大字 宮宿1115番地1号 山形県上山市河崎一丁目 1番地1号
本籍	山形県西村山郡朝日町大字 宮宿1115番地1 山形県上山市河崎一丁目 70番地

もとの戸籍にもどる場合 …… 婚姻前の本籍をご記入ください
 新たな戸籍をつくる場合 …… 新たな本籍をご記入ください
 婚姻中の氏をそのまま称する場合 …… 空欄でお願いします

※ 筆頭者(この場合、朝日春男)の本籍は変わりません

未成年の子がいる場合は、必ず親権者をどちらかに決めてください。

未成年の子がいる場合、いずれかにチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにするしをつけてください。

- (面会交流)
- 取り決めをしている。
- 取り決めをしていない。
- (養育費の分担)
- 取り決めをしている。
- 取り決めをしていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。